

大和市告示第68号

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年大和市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「定める」の次に「ものとする」を加える。

第2条第1項中「かつ」を削り、同条第2項第1号中「前3箇月間」を「前3か月間」に改める。

第8条ただし書中「、及び」を「日及び」に改める。

第9条第1項中「とおり」を「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項第2号中「第23条第1号及び第2号」を「第27条第1項第1号及び第2号」に改め、「均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第3号中「第23条第1号若しくは第2号」を「第27条第1項第1号若しくは第2号」に、「除く」を「除き、旧被扶養者のみで構成される世帯に限る」に改め、「旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、」を削る。

第10条の見出し中「均等割額」の次に「、18歳以上被保険者均等割額」を加える。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条の規定は、令和8年度分以後の国民健康保険税の減免について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。